



平成20年4月25日

各 位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長 兼 社長執行役員 村上 三郎  
(JASDAQ・コード番号：8893)  
問合せ先 専務取締役 兼 専務執行役員 管理本部長 兼 財務部長 壽松木 康晴  
(TEL. (03) 6205-0705)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成20年4月25日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針につき、一部改定の決議をいたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は下記の下線部分となります。)

### 記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(会社法362条第4項第6号)
  - (1) 法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に定めた行動規範、行動原則を、取締役及び従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
  - (2) 取締役会規程により、取締役会を月1回以上開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督することとする。
  - (3) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
  
2. 使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
  - (1) 「コンプライアンスマニュアル」をグループウェアに掲示するほか研修・勉強会等を通じて従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
  - (2) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
  - (3) 取締役は当社において重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。
  - (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づきその運用を行なうこととする。
  
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報システム安全対策規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 当社の業務執行に係るリスク（不確実性）を洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- (2) 不測の事態が発生した場合は「緊急時対策マニュアル」によって事業本部長または管理本部長を本部長（室長）とする対策本部（対策室）を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- (3) 管理本部長、事業本部長、各部室長等のメンバーにより構成する「内部統制委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を行なうこととする。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「権限規程」等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

#### 6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) 業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。
- (2) 監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。
- (3) 監査役は、当社グループ各社の監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行うよう努める。
- (4) 当社および当社グループ各社は財務報告の適正性、信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上を確かなものとする内部統制の体制を構築する。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号及び第 2 号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号及び第 4 号)

- (1) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。また、監査役は取締役会その他全体会議等の重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることとする。
- (2) 取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
- (3) 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行することとする。

以上